

保護者 様

佐世保市立大野小学校

校長 松田 美穂

## 児童の携帯電話の取扱いについて

近年、急速に情報化が進展する中で、携帯電話の無料のゲームサイトや通話アプリケーション、自己紹介サイト（プロフ）などを介して、児童が様々なトラブルや犯罪に巻き込まれる事件が増加しています。また、携帯電話は利便性を持つ一方で、過度の利用による学習時間や睡眠時間の減少など児童の基本的な生活習慣の乱れと、それに伴う健康被害の一因となることが懸念されています。

さらに、携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、本校では、児童の携帯電話の持込みについて、原則禁止としています。

つきましては、携帯電話の取扱いについて、下記の「基本方針」をご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、やむをえず校内への持込みが必要な場合は、「携帯電話校内持込申請書」を担任に請求していただくようお願いいたします。「児童名」「保護者名」「持込理由」を記入の上、担任へご提出ください。

昨年度申請した方で、今年度も引き続きご希望の場合も再度提出いただきますようお願いいたします。

### <基本方針>

- 1 保護者から申し出があり、緊急連絡手段としてやむをえないと判断した場合のみ、携帯電話の持ち込みを認める。
- 2 保管はランドセル（カバン）の中とし、登下校の使用以外は電源を切っておく。
- 3 在校中は、携帯電話に触らないよう児童に指導する。
- 4 在校中の緊急連絡は携帯電話を使用せず、学校（担任）へ連絡する。
- 5 校内における紛失・損傷・故障等のトラブルについて、学校は責任を負わない。
- 6 申請は年度ごとに行う。但し、申請に変更があった場合は、速やかに申し出る。

保護者 様

佐世保市立大野小学校

校長 松田 美穂

## 児童の携帯電話の取扱いについて

近年、急速に情報化が進展する中で、携帯電話の無料のゲームサイトや通話アプリケーション、自己紹介サイト（プロフ）などを介して、児童が様々なトラブルや犯罪に巻き込まれる事件が増加しています。また、携帯電話は利便性を持つ一方で、過度の利用による学習時間や睡眠時間の減少など児童の基本的な生活習慣の乱れと、それに伴う健康被害の一因となることが懸念されています。

さらに、携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、本校では、児童の携帯電話の持込みについて、原則禁止としています。

つきましては、携帯電話の取扱いについて、下記の「基本方針」をご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、やむをえず校内への持込みが必要な場合は、「携帯電話校内持込申請書」を担任に請求していただくようお願いいたします。「児童名」「保護者名」「持込理由」を記入の上、担任へご提出ください。

昨年度申請した方で、今年度も引き続きご希望の場合も再度提出いただきますようお願いいたします。

### <基本方針>

- 1 保護者から申し出があり、緊急連絡手段としてやむをえないと判断した場合のみ、携帯電話の持ち込みを認める。
- 2 保管はランドセル（カバン）の中とし、登下校の使用以外は電源を切っておく。
- 3 在校中は、携帯電話に触らないよう児童に指導する。
- 4 在校中の緊急連絡は携帯電話を使用せず、学校（担任）へ連絡する。
- 5 校内における紛失・損傷・故障等のトラブルについて、学校は責任を負わない。
- 6 申請は年度ごとに行う。但し、申請に変更があった場合は、速やかに申し出る。

## 令和4年度 携帯電話校内持込申請書 (大野小学校)

携帯電話の校内持込について、学校から示された基本方針に同意した上で申請します。

令和 年 月 日 No. \_\_\_\_\_

対象児童 年 組氏名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

持込理由 \_\_\_\_\_

※ No. \_\_\_\_\_ は、学校が書きます。

-----切り取り線-----

## 令和4年度 携帯電話校内持込許可書 (大野小学校)

下に示した基本方針を順守することを条件に、校内持込を許可します。なお、条件に反した場合は、持込許可を取り消すこともあります。

令和 年 月 日 No. \_\_\_\_\_

対象児童 年 組氏名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

佐世保市立大野小学校  
校長 松田 美穂

### <大野小学校携帯電話持ち込みに関する基本方針>

- 1 保護者から申し出があり、緊急連絡手段としてやむをえないと判断した場合のみ、携帯電話の持ち込みを認める。
- 2 保管はランドセル(カバン)の中とし、登下校の使用以外は電源を切っておく。
- 3 在校中は、携帯電話に触らないよう児童に指導する。
- 4 在校中の緊急連絡は携帯電話を使用せず、学校(担任)へ連絡する。
- 5 校内における紛失・損傷・故障等のトラブルについて、学校は責任を負わない。
- 6 申請は年度ごとに行う。但し、申請に変更があった場合は、速やかに申し出る。

※ この許可証は、ランドセルに常に入れておいてください。